

「死亡災害撲滅月間」実施要領

愛知労働局

1 目的

労働災害の防止については、第11次労働災害防止推進計画（平成20年度から24年度）に基づき、各種施策を展開しているところであり、計画期間の3年目となる平成22年度においては「労働災害の更なる減少のための実施要綱」により対策の取組みを図ってきているが、従来から展開してきた安全衛生総点検運動を見直すことにより、死亡災害が多発する実態にある12月を「死亡災害撲滅月間」として、対策の取組強化を図ることとした。

2 期間

平成22年12月1日からの1か月間

3 実施者等

主唱者 愛知労働局及び各労働基準監督署
協力者 各労働災害防止団体等
実施者 各事業者

4 実施事項

《主唱者、協力者の実施事項》

労働災害防止に向けた必要な対策等の啓発指導等を行う。

その一環として「死亡災害撲滅月間」ポスターを配布し、そのポスターに「社長の決意表明等」を記入の上、事業場内に掲示するよう指導する。

各事業者が安全衛生点検表を活用し、特に、特定災害の防止について対策の徹底を講じるよう指導する。

局（又は署）と労働災害防止団体等との合同パトロール等を実施する。

労働災害防止団体等が主催する労働災害防止大会等への指導・援助を行う。

小規模事業場を多数有する商工会等の団体に対して、ポスターの配布等を行うとともに、労働災害防止活動の取組みを要請する。

（ 特定災害；「墜落・転落災害」、「挟まれ・巻き込まれ災害」、「爆発・火災災害」、「交通労働災害」）

《各事業者の実施事項》

経営トップ層による職場安全衛生点検やパトロール等を実施するとともに、「死亡災害撲滅月間」ポスターを活用するなどにより、経営トップによる安全衛生確保の決意表明等を行う。

安全衛生管理状況を確認するとともに、安全第一の意識啓発を図る。

特定災害の発生するおそれのある作業について安全点検等を行うとともに、その防止対策の徹底を図る。この場合においては、リスクアセスメントの実施促進に取り組む。（裏面【特定災害の防止対策点検確認事項の例】参照。）

外部の専門家を活用した安全衛生点検等の実施、企業系列等による相互パトロール、合同パトロール等を実施する。

【特定災害の防止対策点検確認事項の例】

ア 墜落・転落防止	手摺り設置・取付状況
	安全帯使用状況、安全帯取付設備状況
	階段滑り止め状況
	スレート等踏抜き屋根上での歩み板設置状況
	梯子等の転移防止状況、脚立の安全使用状況
	建物等附属タラップの腐食状況
	高所への近道等安全な昇降状況
	保護帽の使用状況
	その他
イ 挟まれ・ 巻き込まれ防止	安全カバー取付状況
	インターロック有効状況
	機械の不意の起動防止状況
	危険個所の表示状況
	手用具・工具の確実な使用状況
	作業上着の長袖・ズボンの裾の処理状況
	駐停車時逸走防止状況（車輪止め常備の確認を含む）
	その他
ウ 爆発・火災防止	着火元対策状況
	引火性危険物に対する保護状況
	溶接火花からの対策状況（火花飛散防止又は可燃物等への覆いだけでなく作業床下等の堆積可燃性埃の除去状況を含む）
	静電気対策状況
	可燃性粉じん取扱設備の対策状況
	本来の作業方法又は作業手順の順守状況
	工事関係者間の作業情報確認状況
	着火燃焼促進のためガソリン等注ぎ禁止状況、
	消火設備状況
	その他
エ 交通労働災害防止	交通労働災害防止ガイドラインで示した事項の順守確認状況
	シートベルト使用状況
	走行時の携帯電話不使用状況
	走行時カーナビ操作禁止状況
	車線規制の下での道路工事における往来車両等との接触事故等防止状況
	休憩時間等運転者の過労防止措置状況
	バイクでは、ヘルメット使用状況（あご紐の締め具合を含む）
	その他